

能勢町と豊中市との間における消防事務の委託に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、能勢町と豊中市は協議し、能勢町と豊中市との間における消防事務の委託に関する規約を定める。

1 委託の年月日

平成27年4月1日

2 能勢町と豊中市との間における消防事務の委託に関する規約

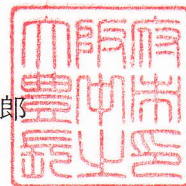
別紙のとおり

平成26年10月3日

大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市

豊中市長 浅利 敬一郎



大阪府豊能郡能勢町宿野28番地

能勢町

能勢町長 山口 禎



本館より本館の事務所へ送るにはこの間の中中書と申す

本館より本館の事務所へ送るにはこの間の中中書と申す

本館より本館の事務所へ送るにはこの間の中中書と申す

日本の中中書

日本の中中書

本館より本館の事務所へ送るにはこの間の中中書と申す

日本の中中書

日本の中中書

本館より本館の事務所へ送るにはこの間の中中書と申す



日本の中中書

本館より本館の事務所へ送るにはこの間の中中書と申す

本館より本館の事務所へ送るにはこの間の中中書と申す

日本の中中書



本館より本館の事務所へ送るにはこの間の中中書と申す



能勢町と豊中市との間における消防事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、能勢町は、消防に関する事務（消防団に係るもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。以下「委託事務」という。）の管理及び執行を豊中市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、豊中市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、能勢町の負担とする。

2 前項経費の額その他必要な事項については、能勢町と豊中市が協議して定める。

3 各年度における豊中市の決算の結果、能勢町の納付した額に過不足が生じたときは、その翌年度の委託費において調整を行うものとする。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、全て豊中市の収入とする。

(経理)

第5条 豊中市は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしなければならない。

(決算の場合の措置)

第6条 豊中市は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を能勢町に通知しなければならない。

(委託事務の適正な管理及び執行)

第7条 能勢町と豊中市は、委託事務の適正な管理及び執行について、定期的に協議を行うものとする。

(条例等の制定又は改廃)

第8条 豊中市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ能勢町に通知しなければならない。

2 豊中市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を能勢町に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、能勢町は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(水利施設の設置、維持及び管理)

第9条 能勢町は、能勢町の町域内の消火活動に常時有効に使用することができる水利施設を設置し、適正にこれを維持し、及び管理しなければならない。

(財産上の措置)

第10条 能勢町は、豊中市が委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等
を無償で豊中市に貸与する。

(協議)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、能勢町と豊中市
が協議して定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。